

新潟市立荻川小学校 いじめ防止基本方針

本方針は「いじめ防止対策推進法」及び「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、荻川小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定された。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめは「どの学級にもどの子どもにも起こりうる」という事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組を全教職員で推進する。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法」より】

【教職員がもつべきいじめ問題に対する基本認識】

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ対策のための校内・校外組織

(1) 校内いじめ対応ミーティング

いじめの報告を受け、校長、教頭、生活指導主任、該当担任、担当学年主任など事案に関係する教職員によって構成された「校内いじめ対応ミーティング」を設置する。事実関係の把握のための調査を行い、対処のための方針や方法を協議する。解決にむけて、児童への指導を行う。

(2) 校内いじめ対策委員会

校長、教頭、生活指導主任、該当担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

セラー、主任児童委員からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織「校内いじめ対策委員会」を設置する。そして、積極的・組織的にいじめを見付け、基本方針を共通理解しながら解決を図る。

(3) 新津第二中学校区いじめ防止連絡協議会

新津第二中学校区の諸学校と保護者の代表、地域の代表で連携し、いじめの防止等への取組について協議し、情報を交換・共有することで、地域全体で子どもをいじめから守る体制を整える。

3 いじめの未然防止，早期発見，早期対処に関する取組

(1) いじめの未然防止

児童一人一人の自己有用感を高め、好ましい人間関係を築き「いじめを生まない学校風土，学級づくり」に取り組みます。そのために次のことに重点的に取り組みます。

- 分かる授業，できる授業
一人一人の児童が「分かる」「できる」「認められる」授業づくりに努めます。これらを積み重ねることで児童の自己肯定感を高めるようにします。
- エンカウンター等による人間関係づくり
特別活動（主に学級活動）や道徳の時間にエンカウンターという手法を用いて、他者と関わったり自己理解・他者理解したりすることができる機会をつくります。
- 児童主体で行う学級力向上活動
児童にとって自分の居場所や活躍できる場があり、成就感や達成感をもつことができるようにするために「学級力向上」という学級全員で取り組む活動に取り組みます。自分たちの学級についてのアンケートを行い、その結果について話し合っ、学級がよくなるためのめあてを立てます。全員でめあてに取り組みます。
- ネットいじめにかかわる指導
インターネット上のいじめについては、学校でのきまりの遵守徹底と情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と連携協力し双方で指導できるようにします。

(2) いじめの早期発見

児童のささいな変化に気付き、いじめを見逃さないようにするために、次のことに取り組みます。

- 全教職員による観察と情報共有
児童や学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切です。児童との信頼関係を築くなかで、児童の些細な言動・表情から一人一人の置かれた状況や精神状態を推し量り、声をかけることで「いつも見守っているよ。」というサインを送ります。そして、気にかかった様子については、学級・学年を越えて情報を共有することで、全職員でいじめを見逃さないようにします。
- アンケートによるいじめの発見（年7回）
見えにくいいじめを早期に発見するために、全児童に質問紙による「困ったことアンケート」を行います。さらに、年2回の学校評価アンケートでは、

児童のほかに保護者からもいじめの有無について記述してもらうことで、いじめにつながる行為の早期発見と防止に努めます。

※「困ったことアンケート」は質問紙法であるため、1年生は9月から行います。

○ 教育相談旬間（6月下旬と11月下旬）

年に2回、学級担任が各学級の全児童と教育相談（面談）を行います。このことにより、児童がアンケート等で伝えにくかった部分を補い、いじめやいじめにつながる行為の早期発見と対応・指導に努めるとともに、児童が気軽に相談しやすい環境をつくります。

(3) いじめへの対処

いじめを認知したら「校内いじめ対策ミーティング」を中心に、事実関係の把握、被害児童へのケア、加害児童への指導など、問題の解消に向けた組織的な対応を速やかに行います。

○ いじめられた児童に対して

被害状況及び心情等についてていねいに聞き取り「いじめから全力で守る」ことを伝え、心のケアに努めます。

○ いじめを行った児童に対して

「いじめは絶対に許さない」という態度で臨み、事実を確認し、直ちにいじめをやめさせます。また、相手の心の痛みを理解させ、今後の生活の仕方を考えさせるなど改善に向けた指導をていねいに行います。

○ 保護者に対して

事実関係を速やかに伝え、いじめられた児童の保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、経過や今後の方針等についてていねいに説明し、協力を求めます。

○ 周囲の児童に対して

自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの傍観者とならず、一歩踏み出す勇気をもてるように指導します。

4 重大事態発生時の対応

(1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

5 保護者・地域・関係機関との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、

事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。

6 学校評価の実施

いじめ防止の取組等について自己評価を行い、学校関係者の評価と合わせ、その結果を公表します。

